

主な指摘事項 【地域密着型通所介護】

区分	項目	内容	文書指摘件数
運営	内容及び手続の説明及び同意	<p>契約書又は重要事項説明書等（以下「契約書等」）について、下記の点につき修正・追記を行うこと。今後については修正を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者の職務の内容について記載すること。 ・営業時間について記載すること。 ・法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合（償還払い）について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・サービス利用にあたっての留意事項について記載すること。 ・非常災害対策について記載すること。 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ることについて記載すること。 ・虐待の防止のための指針を整備することについて記載すること。 ・虐待の防止に関する研修を定期的に開催することについて記載すること。 ・虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者の設置について記載すること。 ・事故発生時の対応について記載すること。 	2件
運営	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の利用者において、当該利用者が居宅サービス計画に位置付けられた日時以外に来所した際の対応について、指定地域密着型通所介護を提供したもとして介護報酬を算定していた。指定地域密着型通所介護は、居宅サービス計画に沿って提供しなければならないものであり、同計画に基づかないサービス提供については介護報酬を算定することはできないため、自主精査のうえ過誤調整等必要な措置を講じること。 	1件
運営	地域密着型通所介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護計画について、サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うい、当該内容について利用者又は家族に説明を行うこと。 	2件
運営	運営規程	<p>運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。また、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、市高齢者総合支援室宛てに変更届を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の職務内容について記載すること。 ・指定地域密着型通所介護の内容について、入浴や食事の有無等について記載すること。 ・通常の実施地域外の利用者に対してサービスを提供する場合の交通費等の金額について、契約書等と運営規程とで記載内容が異なるため、統一した内容を記載すること。 ・通常の事業の実施地域について、契約書等と運営規程との間で齟齬があるため、実際の内容を記載すること。 ・非常災害対策について記載すること。 	3件
運営	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。 	2件
運営	衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。 	2件
運営	掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムにおいて重要事項を掲載すること。 	1件
運営	秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス担当会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。 	1件
運営	地域との連携等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、おおむね6月に1回以上運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けること。 ・上記報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。 ・運営推進会議の開催にあたっては、利用者と利用者の家族のみならず、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により参加者を構成すること。 	1件
運営	虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所において虐待の防止に係る検討をしていると見受けられるものの、委員会としての記録の内容としては不十分であった。事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、記録を作成し、従業者に周知徹底を図ること。 	2件

区分	項目	内容	文書指挿 件数
運営	運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の発生の防止のための会議及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。 ・すべての従業員に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年2回以上実施し、その記録を保管すること。 	2件

計19件